

# 確定申告が始まります

確定申告の季節になりました。市が行う今年の市・県民税申告相談会を、**2月9日(月)**から始めます。例年より一週間ほど早まりますので注意してください。(詳しくは、45ページ)の申告相談日程で確認してください)

なお、税務署での確定申告の受付は、例年どおり2月16日(月)から3月16日(月)までです。

## 所得税 および

## 復興特別所得税

所得税および復興特別所得税の確定申告は、昨年1年間の所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続きです。

### 確定申告が必要な人

事業所得(商業、工業、農業、漁業、医療等による所得)や不動産所得(地代、家賃等による所得)、給与、配当、公的年金やその他の雑所得、一時所得、不動産の売却などによる所得がある人で、これらの所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超える人は確定申告

をする必要があります。

### 給与所得者の場合

給与所得者(サラリーマン)の所得税は、通常、年末調整で精算されるので確定申告をする必要はありません。しかし、次のような人は確定申告をする必要があります。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1カ所から受けていて、給与と所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

- 年金所得者の場合  
公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下である場合には、確定申告の必要がありません。  
なお、確定申告の必要がない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

### 申告不要でも申告すると税金が戻る場合があります

確定申告をする必要のない人でも、次のような人は確定申告をする必要があり、源泉徴収された所得税が戻る場合があります。

- ① 支払った医療費から保険金などを差し引いた自己負担額が一定額以上の人

## 市・県民税

平成27年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

平成27年1月1日現在において市内に住所のある人は、原則として申告をしなければなりません。申告をしない場合、市・県民税額、国民健康保険料、介護保険料、および後期高齢者医療保険料の決定、保育園、公営住宅、福祉医療の申請や所得・課税証明の発行などに不都合が生じることがありますので、必ず申告してください。

ただし、次の人は申告をする必要

がありません。

- ① 所得税の確定申告をする人
  - ② 給与所得のみで年末調整の済んでいる人
  - ③ 公的年金のみで、公的年金の源泉徴収票の内容に変更のない人
- ※ただし、②、③の人で所得控除の対象として、新たに配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料等控除・医療費控除・寡婦(夫)控除などを追加する人は、申告が必要です
- 印鑑(認印)
  - 申告書用紙が送られている人は、その申告書用紙

### 確定申告に必要なもの

- 各種事業所得のある人は、各種収支内訳書(帳簿の記帳を済ませ、収入・経費ごとに集計し、領収書は必ず持参してください)
- 農業、不動産などの事業用固定資産償却費がある人は、昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税証明書
- 給与や公的年金の源泉徴収票(コピー不可、原本が必要です)
- 社会保険料控除や生命・地震保険料控除を受ける人は、各種支払証明書や領収書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- 所得税の還付申告の場合、本人名義の預貯金の口座番号の分かるもの

### 農業・漁業等事業所得の申告をする人は

このたびの申告から、記帳制度の開始に伴って、収支を集計したものの記帳した帳簿などの資料の持参が必要になります。記帳が済んだ人から申告相談を行いますので、事前に準備をお願いします。記帳が済んでいない人は、申告相談会場に記帳用のコーナーを用意しますので、自身で領収書などの整理を行ってください。分からない点がある場合は、その場で職員に問い合わせてください。

その際、農業所得のある人は、農協

から送付される営農口座取引通知書(年間集計表)・農協以外その他必要経費の領収書などを用意してください。また、米の作付けがある場合は、農協への出荷数量、保有米数量を把握しておいてください。

また、漁業など事業所得がある人も、収支経費の分かる領収書などの資料を持参してください。記帳をしていない場合は、申告がスムーズにできませんので注意してください。

### 記帳制度とは

個人の白色申告者のうち農業所得、事業所得、不動産所得または山林所得

があるすべての人について記帳と帳簿書類の保存が平成26年1月から必要になりました。

記帳する内容は、売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記帳します。記帳にあたっては、一つひとつの取引ごとでなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法での記載も認められています。また、収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

- ② 昨年の途中で勤めを辞めたまま再就職せず、年末調整を受けていない人
- ③ マイホームの取得や大規模改修をした人
- ④ 火事や台風、盗難などの被害を受けた人
- ⑤ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人
- ⑥ 特定の寄付をした人

### 所得税の確定申告は自分で作成してお早めに

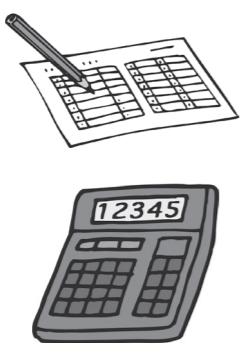
税務署の申告相談会場では、パソコンを使用して申告書を自分で作成するための入力方法などのアドバイスをしています。

- 期間 2/16(月)～3/16(月) (土・日曜日を除く)
- 相談時間 9:00～17:00 (受付は、8:30～16:00)
- 会場 長門税務署

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、支度で画面の案内に従って金額などを入力して所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書などのデータを作成し、e-Taxにより電子申告が可能です。また、プリンターで申告書などを印刷して税務署に提出することもできます。

- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、登記簿謄本または抄本、請負契約書または売買契約書(収入印紙貼付済み)の写し、住宅借入金の年末残高証明書など
- 医療費控除を受ける場合は、領収書や支払証明書、レシートなどはあらかじめ対象者、医療機関ごとに整理、集計しておく必要があります。

整理が済んでいない人は、申告相談会場に領収書などの整理ができるスペースを用意しますので、自分で領収書などの整理をしてください。不明な点はその場で職員に問い合わせてください。



### 確定申告の問い合わせ

#### 所得税について

長門税務署 (確定申告センター)

Tel 22-2441

#### 市・県民税について

税務課市民税係 Tel 23-1124

# 平成27年度 市・県民税申告相談日程

- できるだけ指定日をお願いします。指定日に来られない場合は、同一会場の別日か、2月22日（日）（三隅・油谷地区）・3月8日（日）（長門・日置地区）、3月16日（月）（全地区）に受け付けます。
- 市役所税務課や各支所地域窓口係で申告相談はできません。

## 長門地区

月/日	曜	会場	午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (13:00 ~ 16:00)
2/20	金	通出張所	通1区、2区、3区	通4区、5区、6区、7区
21	土	-	-	-
22	日	-	-	-
23	月	通出張所	通8区、9区、10区、11区	通12区、13区、14区、15区、16区
24	火	仙崎公民館	祇園町区、大日比区	南町区、大泊区
25	水	仙崎公民館	鍛冶屋町区、中新町区、新町区、幸町区、旭町区、錦町区	栄町区、本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区
26	木	仙崎公民館	鳥越1区、2区	新屋敷町区、青海区
27	金	仙崎公民館	白湯1区、2区	白湯3区、新開町区
28	土	-	-	-
3/1	日	-	-	-
2	月	俵山公民館	木津区、郷区	黒川区、大羽山区
3	火	俵山公民館	小原区、湯町区	上政区、上安田区、下安田区、七重区
4	水	大畑体育館多目的室	洪水1区、2区、3区、真木区	山小根区、洪水中区、大坪区、坂水区
5	木	物産観光センター	田屋区	湊1東区、湊1西区、湊2区
6	金	物産観光センター	駅前区、湊中央区、中山区	湊3区、藤中区
7	土	-	-	-
8	日	物産観光センター	指定日に申告できない人（長門地区）	指定日に申告できない人（長門地区）
9	月	物産観光センター	江良区、緑ヶ丘区	正明市1区、2区、3区
10	火	物産観光センター	下川西区、上ノ原区、後ヶ迫区、開作区	正明市4、5区、上郷区、下郷区
11	水	物産観光センター	境川区、上川西1区	上川西2区
12	木	物産観光センター	板持1区、2区、3区	上川西3区、板持4区
13	金	物産観光センター	殿台区、門前区、湯本区、三ノ瀬区	大河内区、小河内区、河原区
14	土	-	-	-
15	日	-	-	-
16	月	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

## 三隅地区

月/日	曜	会場	午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (13:00 ~ 16:00)
2/9	月	宗頭文化センター	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、縦の木	宗頭、兎渡谷、麓
10	火	県漁協野波瀬支店	野波瀬 (1~7班)	野波瀬 (8~15班)
11	水	-	-	-
12	木	三隅支所	上中小野、大竹	下中小野、辻並、正楽寺
13	金	三隅支所	市、湯免	土手、久原、生島、津雲、飯井
14	土	-	-	-
15	日	-	-	-
16	月	三隅支所	三隅中村	向山、平野
17	火	三隅支所	豊原 (上・下・豊原・片川・新町・駅前)	豊原 (東・沖・上・中・下・西)、二条窪
18	水	三隅支所	上東方、下東方、殿村新開	小島
19	木	三隅支所	浅田	向開作、沢江、上ゲ
20	金	-	-	-
21	土	-	-	-
22	日	三隅支所	指定日に申告できない人（三隅地区）	指定日に申告できない人（三隅地区）
3/16	月	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

インターネット (e-Tax) でも申告できます!

<http://www.nta.go.jp>

国税庁  検索

▲「国税庁」で検索!



## 日置地区

月/日	曜	会場	午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (13:00 ~ 16:00)
2/25	水	黄波戸漁村センター	黄波戸 (1~4班)	黄波戸 (5~15班)
26	木	黄波戸漁村センター	黄波戸 (16~24班)、矢ヶ浦	長崎、茅刈
27	金	日置保健センター	黄波戸口、堀田	亀山、亀山団地、古市上、古市下
28	土	-	-	-
3/1	日	-	-	-
2	月	日置保健センター	古市新町、古市原小路	上城
3	火	日置保健センター	大内山上、大内山下、畑	国広、真口、新市、農士園、小野地
4	水	日置保健センター	狩宿、一円、川原	向田、東坂本、炭床、北山
5	木	-	-	-
6	金	日置保健センター	日置中村、西坂本、野田南、雨乞	野田北、長行
7	土	-	-	-
8	日	日置保健センター	指定日に申告できない人（日置地区）	指定日に申告できない人（日置地区）
3/16	月	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）

## 油谷地区

月/日	曜	会場	午前 (9:00 ~ 12:00)	午後 (13:00 ~ 16:00)
2/9	月	宇津賀集落センター	東立石、西立石	大畠、青村
10	火	宇津賀集落センター	上津黄、東津黄、西津黄	東後畑、小田
11	水	-	-	-
12	木	県漁協大浦支店	大浦東	大浦西、油谷
13	金	油谷向津具公民館	田久道、白木、久津	大和、南方、本郷、山崎、水岬、上野西
14	土	-	-	-
15	日	-	-	-
16	月	県漁協川尻支店	川尻東、上野東	川尻西、中ノ森
17	火	油谷支所	亀田、植松、荒人、有宗	長久、杣地、広中、駅通
18	水	油谷支所	稲石、人丸、大迫	東大坊、芝崎、田上
19	木	油谷支所	大坊、二ノ瀬、坂根、山根	新別名、札場
20	金	油谷支所	河原浦、大江、浅井、尾崎	里、伊上浦、岡、上り野
21	土	-	-	-
22	日	油谷支所	指定日に申告できない人（油谷地区）	指定日に申告できない人（油谷地区）
23	月	油谷支所	宮ノ馬場、前方、須方、綾湖、貝川、油谷中畑	上蔵小田、下蔵小田
24	火	油谷支所	渡場、赤屋、大川尻	掛淵、木吹
3/16	月	物産観光センター	指定日に申告できない人（全地区）	指定日に申告できない人（全地区）